

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 行 発 競 II
行 争 額 行 争 非

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

六 債 の 特 投 凶 財 億 債 の 特 投 凶 財 億 は づ 律 百 で 利 第 入 び 確 う 円 額
 十 に 規 例 融 る 政 六 に 規 例 融 る 政 五 、 き 第 十 一 付 一 れ 財 保 ち 面
 四 つ 定 に 資 た 運 千 つ 定 に 資 た 運 千 額 発 六 万 兆 国 項 の 特 投 凶 財 額
 億 い に 関 特 め 営 五 い に 関 特 め 営 百 面 行 十 二 、 千 に 規 例 融 る 政 額
 円 、 づ る 会 公 必 万 、 づ る 会 公 必 十 額 た 条 特 三 つ 定 に 資 た 運 一
 額 き 法 計 債 要 円 額 き 法 計 債 要 万 円 で 利 第 別 百 い に 関 特 め 営 兆
 面 発 律 か の な 面 発 律 か の な 円 三 付 一 会 計 十 は づ る 会 公 必 九
 金 行 第 二 の 行 源 額 し 二 の 行 源 七 債 の に 七 、 き 法 計 債 要 千
 額 し 二 の 行 源 七 額 し 二 の 行 源 七 債 の に 七 、 き 法 計 債 要 百
 で た 条 繰 入 び 確 七 額 し 二 の 行 源 七 債 の に 七 、 き 法 計 債 要 五
 千 利 第 一 れ 財 保 十 付 一 れ 財 保 八 つ 定 に る 千 金 行 第 二 の 行 源 十
 七 付 一 項 の 政 を 四 国 項 の 政 を 十 五 て 基 法 八 額 た 条 繰 入 び 確 三
 百 国 項 の 政 を 四 国 項 の 政 を 十 五 て 基 法 八 額 た 条 繰 入 び 確 億

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行

銭 額 銭
面 以
金 上
額 の
百 そ
円 れ
に ぞ
れ
つ の
き 必
百 募
円 価
三 格
十
八

(一) 年
一
募 ・ 三
入 決 一
払 込 定 パ
金 額 の セ
出 額 に 通
し 加 知
た え を
日 額 、 受
に を 次
払 第 の た
い 算
込 二 算 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 19}{100 \times 365}$$

(二)
に 係 行 時 におい
る も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の
口 座 に 記 載 又 は 前 記 の 算 式
の よ り 算 出 し た 金 額 乗 じ た 該
金 額 の 十 分 の 二 該 行
額 に お いた 取 得 者 が 非 居
時 額 金 に の 口 座 係 行 時 におい
る も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の
口 座 に 記 載 又 は 前 記 の 算 式
の よ り 算 出 し た 金 額 乗 じ た 該 行
額 に お いた 取 得 者 が 非 居

十四 初期利子

住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を、その期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成三十一年九月二十日額面金額百円につき百円

十七 元金

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十一年十月九日